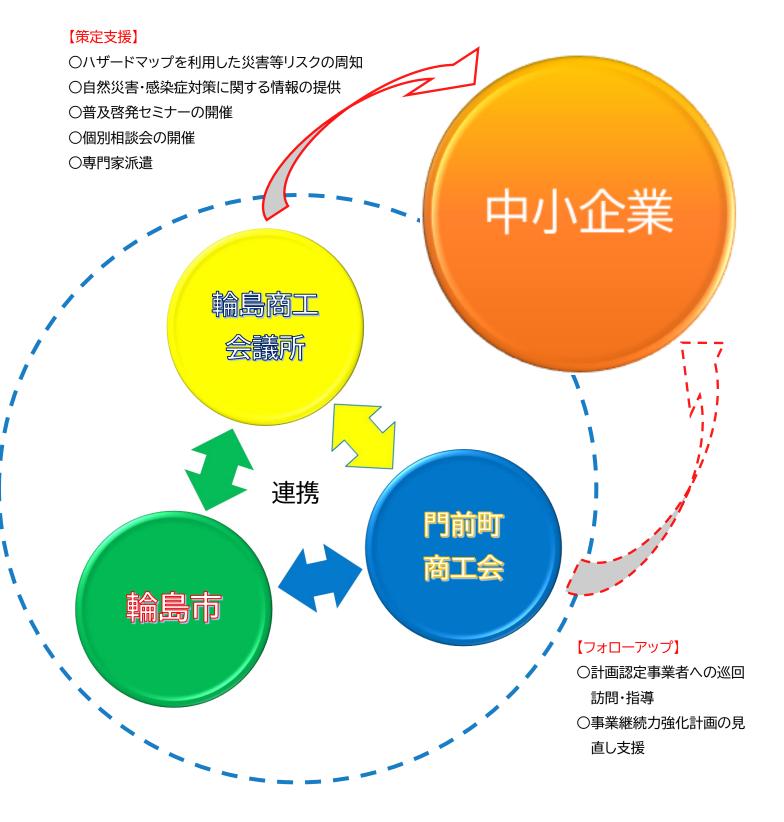
輸島商工会議所。門前町商工会。輸島市

事業継続力強化計画の策定をサポート!!



輪島市中小企業事業継続力強化支援事業

事業継続力強化計画の認定制度とは?

自然災害の発生・感染症の流行に備え、中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画について経済産業大臣が「中小企業等経営強化法」に基づき認定する制度です。認定を受けた中小企業は、税制優遇や金融支援、補助金の優遇措置を受けることができるなど、各種支援策が活用できます。

BCP(事業継続計画)と事業継続力強化計画(ジギョケイ)との違い

事業継続力強化計画 (認定対象)

事業継続力強化の必要性の認識

災害・脅威の認識と 想定される被害の把握

初動対応の策定

事業継続に向けた事前準備 (人・モノ・金・情報)

実効性の担保 (訓練の実施・計画の見直し)

事業継続計画 (BCP)

重要業務と 目標復旧時間の設定

事業継続戦略(復旧・代替・お互い様)

業務復旧・再開のための体制 と再開プロセスの明確化

継続的改善プロセスの明確化と訓練計画の策定

事業継続力の獲得 (目指すべき場所)

> 災害等による 甚大な被害発生の低減

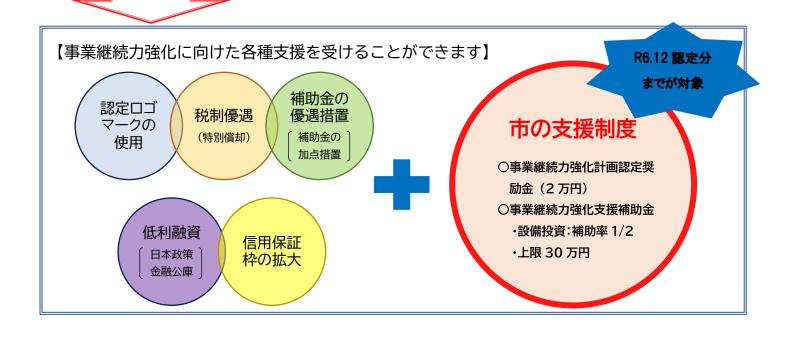
災害等発生時の 迅速な行動・対応の実現

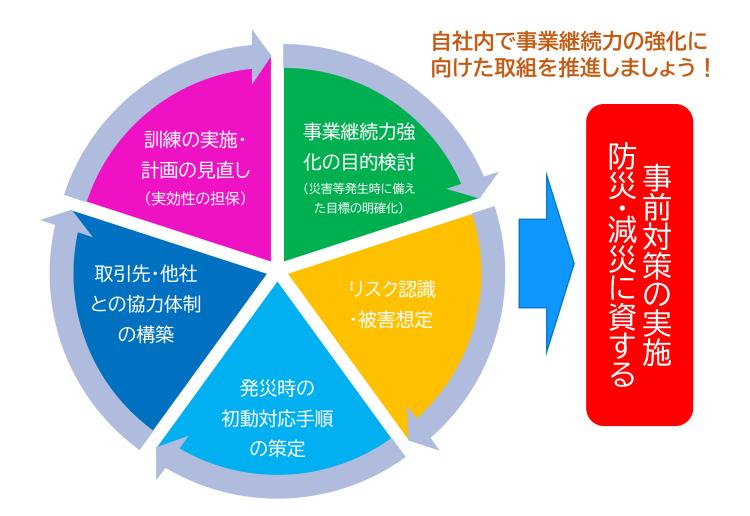
従業員の雇用確保

取引先・顧客からの信頼 (社会的信用の向上)

地域共生と貢献 (地域防災力の向上)

経済産業省から事業継続力強化計画の認定を受けると・・・





POINT!

令和6年能登半島地震の発生により、中小企業・小規模事業者の事業活動の中断や断絶は、「従業員やその家族」、「取引先や顧客」、「地域の方々」等に大きな影響を及ぼし、地域経済に大きなダメージを与えることが明白となりました。

将来再び起こりうる災害に備え、自らの事業継続力強化が、自然災害等が起こった際に地域 社会・地域経済に与える影響の軽減に資することを教訓として、経営理念・経営方針を前提に

- 従業員とその家族の生命と生活を守るための目標
- 事業活動の早期再開・復旧に向けた目標
- 地域貢献に関する目標

など

を今一度考えることが重要です。また、認定を受けた事業継続力強化計画の検証・見直しを行うことで、より実効性のある事業継続力の強化に繋がっていきます。事業継続力強化計画は簡易版BCPとも呼ばれており、この計画から発展してBCP(事業継続計画)の策定に向けて取り組んでいくことも可能です。

事業継続力強化計画の策定により 防災・減災対策に取り組む中小企業を支援

事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業は、「輪島市中小企業事業継続力強化支援事業」を活用することができます。

1 輪島市事業継続力強化計画認定奨励金(認定中小企業に奨励金を交付)

○ 奨励金の交付対象

国から事業継続力強化計画(または連携事業継続力強化計画)の認定を受けた、輪島市内に本社・本店・主たる事業所がある中小企業に対し、奨励金として1中小企業につき2万円を交付します。

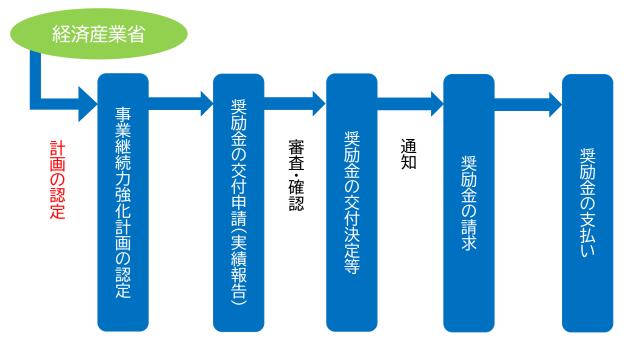
なお、この奨励金は、<mark>令和6年12月まで</mark>に国から事業継続力強化計画(または連携事業継続力強化計画)の認定を受けた中小企業が対象となります。

〇 申請方法

事業継続力強化計画(または連携事業継続力強化計画)の認定通知を受けた後3か月以内に 奨励金交付申請書兼実績報告書に以下の書類を添えて、市漆器商工課に提出してください。

- ①市税納付状況調查承諾書
- ②事業継続力強化計画(または連携事業継続力強化計画)
- ③事業継続力強化計画(または連携事業継続力強化計画)の認定通知書の写し

○ 奨励金交付までのスケジュール



【注意】市税を滞納している事業者や風俗営業等を営む事業者は、支給対象外です。

2 輪島市事業継続力強化支援補助金(認定中小企業が行う設備投資に補助)

○ 補助金の交付対象

国から事業継続力強化計画(または連携事業継続力強化計画)の認定を令和6年12月までに受け、輪島市内に本社・本店・主たる事業所がある中小企業が事業継続力強化に必要な防災及び減災に資する対策・取組を令和7年3月までに行った場合に、その費用の一部に対し補助を行います。

補助対象経費・補助金の額

事業継続力強化計画(または連携事業継続力強化計画)で定められた、輪島市内の事業所にて実施する設備投資(設備導入・物資備蓄)に要する費用に対して補助を行います。(補助率1/2・消費税・地方消費税相当分は補助対象外・上限30万円・1,000円未満切捨て)

【補助金の交付対象となる例】

風水害や大規模地震、感染症流行への備え(リース・レンタルによる導入は対象外)

- ・自家発電設備の導入
- ・設備の固定や免振装置の導入
- ・配電盤等の重要設備の高所設置 物資備蓄
- ・感染症予防のための設備の導入や備品の購入

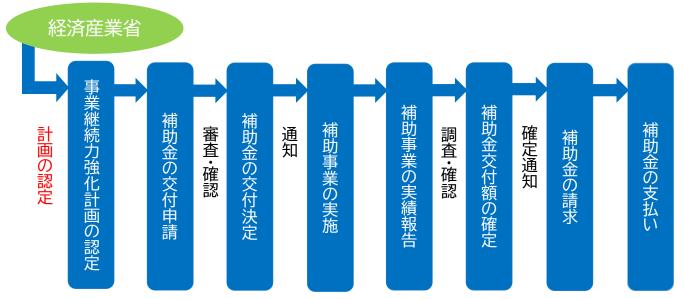
・簡易トイレや食料、飲料水、衛生用品、毛布、マスク、消毒液等の備蓄品の購入

〇 申請方法

事業継続力強化計画(または連携事業継続力強化計画)の認定通知を受けた後、設備投資 着手前に補助金交付申請書に以下の書類を添えて、市漆器商工課に提出してください。

- ①市税納付状況調査承諾書
- ②事業計画書
- ③収支予算書及びその積算根拠・内容が分かる書類
- ④事業継続力強化計画(または連携事業継続力強化計画)及びその認定通知書の写し

○ 補助金交付までのスケジュール



【注意】市税を滞納している事業者や風俗営業等を営む事業者は、支給対象外です。

令和6年1月1日の能登半島地震の発生により、市内の多くの中小企業・小規模事業者が事業活動の中断を余儀なくされるなど、地域経済や市民生活に大きな影響を及ぼしています。

この事業は、令和4年7月から「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(小規模事業者支援法)」に基づく「事業継続力強化支援計画(5か年計画)」により、輪島市・輪島商工会議所・門前町商工会が連携して取り組んできたもので、能登半島地震の発生の際には一定の効果があったことが確認されています。

輪島市は、被災事業者のなりわい再建を支援しつつ、将来再び起こりうる 災害に備え、引き続き地域の防災力向上と中小企業・小規模事業者の事業継 続力強化を目指していきます。

【輪島商工会議所】

〒928-0001 石川県輪島市河井町 20 部 1 番地 1 TEL 0768-22-7777 / FAX 0768-22-7707

E-mail: kaigisho@po.wajimacci.or.jp

【門前町商工会】

〒927-2151 石川県輪島市門前町走出6の69番地 TEL 0768-42-0360 / FAX 0768-42-8080 E-mail: monzen@shoko.or.ip

【輪島市産業部漆器商工課】

〒928-8525 石川県輪島市二ツ屋町 2 字 29 番地 TEL 0768-23-1147 / FAX 0768-23-1856 E-mail: shoukou@city.wajima.lg.jp